

保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務について

令和7年10月1日施行の児童福祉法の一部改正に伴い、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報が義務化されました。

市内認可保育所・認定こども園において、虐待と疑われる事案や、虐待を受けたと思われるこどもを発見した時は、速やかに自治体（和光市保育センター）に通報してください。

市内認可保育所・認定こども園において
職員による園児への虐待が疑われる行為を発見したら…

施設長に報告・状況把握

速やかに通報!!

保育所等への相談が難しい
場合は、直接通報してください

速やかに通報!!

保育サポート課

和光市 保育センターへ**通報**してください!!

☎ 048-483-4407

✉ d0800@city.wako.lg.jp

★夜間休日は、

こちらでも通報を受け付けます↓

埼玉県虐待通報ダイヤル

#7171

虐待絶対 な い な い

ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSをご利用の場合

☎ 0120-80-7171

上記電話番号が繋がらない場合

☎ 048-762-7533 (有料)

「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 (こども家庭庁 文部科学省 令和7年8月改訂) より

なぜ通報が義務化されたの？

近年、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等や幼稚園等に通うこどもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、保育所等や幼稚園等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設しました。

匿名で通報してもいいの？

保育所等が組織として適切な対応を行わない場合、虐待と思われる事案の発見者は一人で抱え込まずに、直接保育センターまで通報してください。匿名で通報いただいても大丈夫です。法律で定められている守秘義務に基づき、個人情報の取扱いに留意しつつ、保育所等や関係機関等との情報の共有をすすめていきます。

通報した後は、どうなるの？

通報を受けた情報を基に、必要に応じて県に報告・情報共有・連携を取りながら、今後の対応方針について協議を行います。その後、事実確認の実施・事実確認事項の整理をし、判断内容に応じて指導等の実施、児童福祉審議等への報告、フォローアップというプロセスで進めていきます。